

学校法人別府大学への寄付金に対する免税措置について ～法人・企業等の場合～

法人・企業等からの学校法人別府大学への寄付金については、法人税の確定申告に際し、当該事業年度の損金に算入されますが、寄付金制度の種類により下記のいずれかの優遇措置が受けられます。

【1】受配者指定寄付金制度

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付する制度で、寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入できます。

※ 受配者指定寄付金制度によりご寄付いただく場合は、事前にお問い合わせください。

【2】特定公益増進法人に対する寄付金制度

特定公益増進法人（学校法人等）に対する寄付金として寄付された場合は、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で、損金算入することができます。

寄付金制度の対比表

寄付制度	損金算入限度額
【1】受配者指定寄付金制度 ※ 私学事業団を通じて、学校法人別府大学を指定し寄付をする。	全額を損金に算入可能
【2】特定公益増進法人 に対する寄付金制度 ※ 私立学校に直接寄付をする。	$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$

----- 寄付金の免税措置に関するお問い合わせ先 -----

学校法人別府大学 法人事務局 財務部

〒874-8501 大分県別府市北石垣82

TEL 0977-67-0101(代表) FAX0977-66-9696

E-mail bekeiri@po.d-b.ne.jp HP <http://www.beppu-u.ac.jp/>

電話受付 9:00～17:00(土日祝日を除く)